上場投資信託 (ETF) の信託約款変更のお知らせ

当社は、下記のとおり、上場投資信託(ETF)の信託約款を変更することを決定しましたので、お知らせいたします。

記

1. 銘柄名(銘柄コード)

iFreeETF 米国 10 年国債先物インバース (140A)

2. 変更内容および変更理由

日本証券クリアリング機構による債務負担を前提としたETF清算制度の改正に対応するため、以下の約款変更を行います。(下線部を変更)

① 追加設定時および一部解約時の受付停止日

現 行:計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>4営業日以内</u>(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内)

変更後:計算期間終了日の4営業日前から起算して<u>3営業日以内</u>(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して4営業日以内)

② 一部解約金の支払日

現 行:申込受付日から起算して<u>5営業日目</u>から変更後:申込受付日から起算して3営業日目から

3. 日程

2025 年 12 月 26 日まで 金融庁へ届出 2025 年 12 月 27 日 変更日

4. 変更に関する書面決議手続き

当該投資信託約款変更は、投資信託及び投資法人に関する法律に規定される「変更の内容が重大なもの」に該当しないため、書面決議手続きは行ないません。

5. 信託約款の新旧対照表

変 更 後 現行 (受益権の申込単位および価額) (受益権の申込単位および価額) 第13条 (略) 第13条 (略) (2)~(3) (2)~(3) (略) (略) ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則 ④ 第1項の規定にかかわらず、委託者は、原則 として、次の各号に該当する場合は、受益権 として、次の各号に該当する場合は、受益権 の取得申込の受付を停止します。なお、第1号 の取得申込の受付を停止します。なお、第1号 または第2号に該当する場合であっても、委託 または第2号に該当する場合であっても、委託 者の判断により、受益権の取得申込を受け付 者の判断により、受益権の取得申込を受け付 けることがあります。 けることがあります。 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業 日前から起算して3営業日以内(ただし、計 日前から起算して4営業日以内(ただし、計 算期間終了日が休業日の場合は、当該計算 算期間終了日が休業日の場合は、当該計算 期間終了日の5営業日前から起算して4営業 期間終了日の5営業日前から起算して5営業 現 預 行

<u> 日以内</u>)

2. (略)

3. (略)

⑤~⑧ (略)

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金 の支払い)

第44条 (略)

② \sim ⑥ (略)

① 一部解約金(第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) は第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、<u>3営業日目</u>から受益者に支払います。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定め、第47条第3項に掲げる指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第47条第4項に掲げる手続にかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ (略)

(信託契約の一部解約)

第47条 (略)

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業 日前から起算して<u>3営業日以内</u>(ただし、計 算期間終了日が休業日の場合は、当該計算 期間終了日の5営業日前から起算して<u>4営業</u> 日以内)

2. (略)

3. (略)

 $3\sim9$ (略)

目以内)

2. (略)

3. (略)

⑤~⑧ (略)

(名義登録と収益分配金、償還金および一部解約金 の支払い)

第44条 (略)

 $2\sim6$ (略)

⑦ 一部解約金(第47条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。) は第47条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、第7条ただし書きに掲げる業務方法書に定めるところにより、第47条第3項に掲げる指定販売会社が、振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を清算機関に申込み、これを当該清算機関が負担する場合には、受託者は、第47条第4項に掲げる手続にかかわらず、受益者に支払うためにその全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

⑧ (略)

(信託契約の一部解約)

第47条 (略)

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、原則として、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約請求の受付を停止します。なお、第1号または第2号に該当する場合であっても、委託者の判断により受益権の一部解約請求を受け付けることがあります。
 - 1. 第39条に定める計算期間終了日の4営業 日前から起算して<u>4営業日以内</u>(ただし、計 算期間終了日が休業日の場合は、当該計算 期間終了日の5営業日前から起算して<u>5営業</u> 日以内)

2. (略)

3. (略)

 $(3)\sim(9)$ (略)

以上